

第4章

スーダンにおける地方行政制度の変遷

—「原住民自治」制度から「地域自治」制度まで—

はじめに

1969年5月にクーデタによって成立し、1985年4月に民衆蜂起によって打倒されるまで16年間にわたって続いたスーダンのスマイリー（Ja'far Muḥammad Numayrī）政権の性格に関しては未だ評価が定まっているとは言い難いが、同政権がスーダン社会に及ぼした変化を考える際の1つの手がかりとなるのは同政権下で1969～70年、「原住民自治（Native Administration）」制度が廃止されたことであろう。「原住民自治」制度は、1920年代～30年代に当時スーダンを支配していたイギリスによって導入されて以来、部分的に修正されながらも、基本的には独立（1956年）以降も継承されていたが、スマイリー政権はこの制度を廃止し、代わって「人民的地方行政法（People's Local Government Act）」（1971），そして「地域行政法（Regional Government Act）」（1980）の制定によって、新しい地方行政システムを創出した。他方、「原住民自治」制度の廃止がスマイリー政権期を象徴する1つの特徴的な現象であったことは、同政権瓦解後のスーダン政治の展開からも明らかである。複数政党制に基づく議会制民主主義の復活によって1986年春、17年ぶりに与党の地位に返り咲いたウンマ党（Ḥizb al-Umma）は、スマイリー政権期の地方行政システムの見直しを唱え、「原住民自治」制度を復活させる方針を示し

たのである。

本稿は、地方行政制度の変遷、とりわけその核を成す「原住民自治」制度存廃問題を分析することにより、スマイリー政権期前後にスーダン社会が被った変化に光を当てようとする試みである。

第1節 「原住民自治」制度の創出

「原住民自治」制度は1920年代～30年代のスーダンにおいて、直接的には、エジプトの1919年革命と呼応する形で活発化し、政治的発言力を増している「エフェンディーヤ (al-Effendiya—官吏・知識人層)」の影響力を削ぐために、社会の中の「部族」的要素を強化し、「部族」的権威に基づく「間接統治 (Indirect Rule)」体制を敷こうという思惑のもとに創出された。この政策を推進した英人行政官たちにおいては、「エフェンディーヤ」はインドにおける国民會議派に相当するものとしてイメージされ、他方、「部族」はインドにおける藩王国に近い機能を果たすことを期待された。政策の最も強力な唱道者であった総督マフィー (Sir John Maffey 在任1926～33年。1899年以来インド政府に勤務し、インド総督秘書、北西辺境州長官等のポストを歴任) は、「諸々の古い伝統が死に絶える前に…全方面において原住民自治の拡張と拡大に努めなければならない」と述べ、「古い諸政体」が崩壊するのを防ぐことによって、スーダン国内に「政治的病原菌」に対する「免疫機構」をはりめぐらすことを主張した⁽¹⁾。こうした思惑に基づき、「原住民自治」制度は、具体的には、「遊牧民部族長権限令 (Powers of Nomad Sheikhs Ordinance)」(1922)、定住農耕民をも対象とする「村落首長権限令 (Powers of Village Sheikhs Ordinance)」(1925)、「部族長権限令 (Powers of Sheikhs Ordinance)」(1927)、同令改正(1928)、そして「原住民法廷令 (Native Courts Ordinance)」(1932) に至る一連の法令によって、「部族」長に司法権・行政権を「移転 (devolution)」することによって確立された⁽²⁾。

さて、この制度がスーダン社会にとって持った意味を理解するためには、幾つかの点を確認しておかねばならない。第1は、「原住民自治」の前提となる「部族」とはいったい何なのか、という問題である。マフィーは「原住民自治」を「古い諸政体が崩壊」するのを防ぐ政策として描き出したが、1920年代の、とくに北部スーダンを見わたした時、「部族」なるものは（「既に」）存在しないのではないか、という疑問は当時から出されていた。1926年に北部ナイル河岸地域を訪れたある英人官僚は次のような——しばしば引用される——述懐を残している。

「若い行政官たちが失われた部族や消滅した首長をせっせと捜し求め、永遠に過ぎ去った社会制度を再建しようと努力している様子は、なかなかの見ものであった。」⁽³⁾（傍点、引用者）

「部族」秩序重視を眼目とする「原住民自治」制度は、南部スーダンでもまた、別の意味で大きな困難に直面することが予測された。「部族長」に司法権・行政権を移転していくという方針上、この制度は各「部族」が首長を有することを自明の前提としていた。だが、南部統治に実際に携わり始めた英人行政官たちの中からは、南部の「部族」は北部スーダン（あるいは他の「アラブ地域」）の「部族」とは根本的に異なるのではないか、それは首長を有さない独特の政治機構であって、首長の存在を前提とするような「部族」は（「未だ」）存在しないのではないか、という認識が生まれ始めていた。「原住民自治」政策実施の前提を成す文化人類学的調査のために1930年に南部スーダンに送りこまれて、主としてヌエル (the Nuer) の間で研究を行ったエヴァンス=プリチャード (E. E. Evans-Pritchard) がのちにまとめたところに従えば、そこに存在したのは「中央集権的の権威、行政機構、確立された司法制度を欠く社会、一言で言えば政府を欠く社会」「分節的な社会 (segmentary society)」であり、「階層、地位、富の面での鋭い分化が全く見られない」社会、「国家なき社会 (stateless society)」であった⁽⁴⁾。このように見えてくると、インドの藩王国にヒントを得てスーダンに「部族」を基盤とした「原住民自治」を築こうとする政策は、首長を頂く「部族」の存在を前提とした時点で

すでに、重大なミスを犯していたかのようにみえる。「原住民自治」の基盤として想定されたような「部族」が、北部には「既に」存在せず、南部には「未だ」存在しないとすれば、「原住民自治」政策は当初から破産していることになる。

しかしながら、「原住民自治」政策は現実には、崩壊しつつある「古い諸政体」の権威をひたすら支えようとしたり、「部族長」の存在の前に茫然と立ち尽くすようないわば受け身の政策ではなく、より巧妙で積極的な性格を有していたのである。この点で参考になるのは、マフィーやその配下の地方行政官たちが「間接統治」、「原住民自治」政策実施上のテキストとしていたといわれる——否、当時の全英領アフリカの行政官がテキストとしていたとされる——ナイジェリア総督ルガード卿 (F. D. Lugard) の『英領熱帯アフリカにおける二重委任統治』 (*The Dual Mandate in British Tropical Africa, 1921年出版*) なる書物である⁽⁵⁾。

ルガードはこの書物の中で、アフリカの住民を、社会組織の面から、(1)「原始的部族 (primitive tribes)」(2)「先進的共同体 (advanced communities)」(3)「ヨーロッパ化されたアフリカ人 (Europeanised Africans)」の3種に分類している⁽⁶⁾。このうち、(3)は「部族」や「共同体」から完全に切り離され、都市部に居住する者としてとらえられ、(ここでもまた) インドの国民會議派とパラレルな存在として認識されている⁽⁷⁾。アフリカの住民本来の状態として考えられているのは(1)と(2)であるが、ルガードはこの2つを、以下のように説明している。(1)の「原始的部族」の中にはさらにさまざまな段階があり、一番原始的なものは「首長 (chief) を認めず、未だ家父長的段階 (patriarchal stage)」にあり、最も初步的なもの以外、社会機構を全く欠いている。これが幾らか進歩して「部族的段階 (tribal stage)」に達すると、「首長」を持つようになり、「攻撃や防衛のためのある程度の凝聚性」を示すようになり、その中のあるものは「最高首長 (paramount chief)」のもとに「多少なりとも効率的な行政システム」を発展させるようになる。このように「はっきりした部族的諸機構 (well-defined tribal institutions)」を持つようになった「部族」は、

(2)の「先進的共同体」まであと一歩である⁽⁸⁾。「先進的共同体」はルガードの用法によれば「国家」とほぼ同義語であり、西アフリカの場合にはイスラムを受容している場合が多い、とされる⁽⁹⁾。具体的には、ナイジェリア各地に割拠するエミール（アミール）国家がイメージされている。

上記のような分類を行ったうえでルガードは、(1), (2)の社会を対象とした「原住民自治」政策について詳述する。ここで注意すべきなのはルガードが——当時の英植民地行政界に一般的であったらしい——「原住民自治」は「先進的共同体」には適用できても（首長を持たぬ、あるいは首長権限の弱い）「原始的部族」には適用できない、後者については英人官吏が直接統治を行うしかない、という認識を激しく攻撃し、「原始的部族」にも「原住民自治」を適用する工夫を行うことを強く主張していることである⁽¹⁰⁾。ナイジェリアの間接統治政策といった場合に通常想起されるのは既存のエミール国家の機構を利用した支配であるが、ルガードが熱意を注いでいたのは（インドの藩王国ともある意味で共通性を有すると考えられる）こうしたエミール国家、「先進的共同体」を舞台とした——いわば成功の保証された——「原住民自治」ではなく、「原始的部族」をもとりこみ得る包括的「原住民自治」体制の創出であった。この体制の創出のために、ルガードは次のような指針を提示する。

「第1に行うべきことは、家父長的段階から部族的段階への移行を早めること、家長以外の権威を認めぬ者たちに、共通の首長を認めさせることである。この段階への移行がすでに終了しているところでは、小さな諸部族、あるいは1部族の各セクションを統合して、単一の行政単位を形成することが課題になる。〔中略〕地区担当（英人）行政官の仕事は、首長たちの権威を強化すること、彼らに（行政上の）イニシアティヴを發揮させることである。〔中略〕そのような幾つかの行政単位を指導し監督していくけば、それらを徐々に、先進的共同体の水準に近づけることができる。要は、部族的凝聚性（の強化）、部族長たちを支配者の義務に関して教育することが、これらの後進的住民に対する政策のモットーである。」⁽¹¹⁾

「家父長的段階」から「部族的段階」への移行を促進する方途としては、ルガードは貢納の利用を考えている。首長を介して徴収される貢納は、最終的には英植民地当局の金庫に流れこむ租税の一形態であり、植民地支配にとって当然物質的重要性を持つものなのであるが、ルガードによればそれ以上に重要なのは、この税が「首長への貢納」という形で集められること、そしてその一部は首長自身の取り分となっていくことである。

「首長への「貢納(tribute)」の支払は、家父長的段階から部族的段階への画期となる。」⁽¹²⁾

以上から明らかになるのは、「原住民自治」政策は「古い諸政体が崩壊する」のを防ごうとする受身の政策にとどまるものではなく、むしろ積極的に「部族」を創り出すことをめざすものだということである。同時に、これほどまでにして創り出されねばならぬ「部族」の意義が（貢納徴収作業を1つのテコとして形成される）「首長」の存在にかかっていること、求められる「部族」性なるものの本質が、突きつめれば階級性にほかならないことも明らかになる。そして、このようにして創出された「首長」勢力は、当時インドで国民会議派によって英当局に突きつけられていたような自治・民主化要求が将来アフリカでも生じるのを未然に防ぐために、「理想の自治は…代議機関を介してのみ実現できる」という「誤った固定観念」に基づかない、別種の「自治」、別種の「民主主義」を担うことを期待されていた⁽¹³⁾。換言すれば、「原住民自治」論とは、植民地の自治（独立）・民主化要求に対抗するため、植民地内部に英支配の継続に物質的利益を見出すような階級を創り出していこうという議論に他ならなかった。「部族長」とはこの階級に与えられた美称にすぎず、「部族の凝聚性」強化、「家父長的階級から部族的段階への移行」等々の議論はある意味ではすべて、この階級の出現を正当化することのみを目的として積み上げられたとも言えるのである。

さて、「原住民自治」論の元祖とも言えるルガードの議論について以上に検討してきた点を踏まえれば、その応用者たるマフィーやその部下の場合にも、スーダンにおいて「部族」が（「既に」あるいは「未だ」）存在しないこと

が、何ら本質的な障害とはなり得なかったことは明らかである。「部族」は「原住民自治」の過程自体で、人工的に創出されていった。ここで、当時のスーダンにおいて「部族」的単位がどのように確定されていったのか、また、これと不可分の問題として、「部族」制度の眼目である「部族」長の地位はどのような原理に依って立つものだったのかについて、少し具体的に見ておこう。

北部スーダンにおける「原住民自治」政策の適用に1つの土台を提供したのは、1920年代を通じて英人行政官によって精力的に行われた各「部族」の系図の採集・記録作業であり、「若い行政官たちが失われた部族や消滅した首長をせっせと探し求め」ている驚くべき光景として、幾分の同情を交えつつ紹介されたのは、ほかでもない、このような作業であった⁽¹⁴⁾。これらの作業の結果提示されたスーダンの「部族」像は、大まかに言って、ほぼ以下のようなものであった。すなわち、北部スーダンの部族の大半は、過去のある時点にアラビア半島から移住してきた特定の人物を「始祖」として、その子孫から構成されており、「始祖」の第何子から派生したかを基準に「クラン」に、その内部はさらに「リニージ」に分かれている。「部族」長職を継承するのがどの「クラン」であるか、その「クラン」長職を継承するのがどの「リニージ」であるかは、各「クラン」、「リニージ」が系図上に占める位置と「始祖」との距離によって、基本的には予め決定されている。英当局のなすべきことは、系図によって決定される正統な継承者の権威を（素行上の問題等の根本的欠陥がない限り）追認し、これに対して「部族長（ナーズィル—nāzir）としての正式な任命を行うことだけである。ここでは、「部族」の範囲や、「部族」長職の落ち着く先は、北部スーダン社会伝来の、それなりに首尾一貫したルールに従って決定されるものとして描かれている。

しかし、北部スーダンの幾つかの「部族」に関する最近のモノグラフは、1920年代の「原住民自治」政策の土台を成したこのような「部族」像が、現実とはかけ離れたものだったことを示しつつある。コルドファーン（Kordfān）州北部のラクダ牧畜民「部族」、カッバービーシュ（al-Kabbābish）に関する

るアサド (Talal Asad) による人類学的研究は、とりわけ示唆的である。アサドは以下のような論点を示している。(1)今日カッバービーシュを構成する諸々の「クラン」名と19世紀の資料でカッバービーシュを構成するとされる集団名とは食い違っており、両者は同一の広がりを持つものとは認めがたい。19世紀にカッバービーシュを構成するとされていた集団の中には、現在では全く別個の「部族」の「クラン」を構成しているものもある。逆に、現在カッバービーシュの「クラン」とされるものの中には、19世紀には「カビーラ (qabīla)」と形容されており、その名のとおり、独自の「部族」を構成していたと考えられるものも多い⁽¹⁵⁾。(2)部族の固有の「故地」「勢力圏」とされる「ダール (dār)」も、古来のものではなく、20世紀前半に、当時の親英的ナーズィル、アリー・アッ・トゥーム ('Alī al-Tūm) が英当局の政策に協力することで、前世紀に「カッバービーシュ」の「ダール」と見なされていた地域よりは大幅に西に拡大する形で獲得したものである⁽¹⁶⁾。(3)ステータスの上では平等な「クラン」の集合体としてイメージされるカッバービーシュは現実には、「部族長」の「クラン」ヌーラーブ (al-Nūrāb = 貴族層) と他の「クラン」の構成員 (平民) から成る階層社会である⁽¹⁷⁾。(4)ヌーラーブの「クラン」長を出すリニージ (これは「原住民自治」上の要職を独占しており、ヌーラーブの中でもさらに特権階級を構成している) の範囲はきわめて人工的かつ政治的に設定されている。具体的には、リニージの呼称を操作することによって、(かつてマフディー運動に参加した) 反英的と見なされる分子の子孫を、「クラン」長リニージの範疇から抹消する作業が行われている⁽¹⁸⁾。

これらの点を踏まえて、アサドは以下のように主張する。カッバービーシュという「部族」は決して自明のまとまりではない。それは19世紀には他の「部族」に属するとされた集団、あるいはそれ 자체独自の「部族」を成しているとされた集団をも「クラン」におとしめる形で取り込んで、今世紀初頭に、きわめて人工的に創り出された存在である (それぞれに独自性を有していた集団が单一「部族」の中の「クラン」の位置に落とされていく過程に関しては、アサドはアリー・アッ・トゥームのナーズィル存在中に——それまでは各「クラン」間

の協議で適宜定められていた——血償額が、全「部族」レベルで統一されたことを重視している) ⁽¹⁹⁾。そして、この「部族」の本質的機能は、体制協力的なナーズィルとその近親者とを、「部族」平民の犠牲の上に養うことに他ならない。

カッバービーシュに関してアサドが示しているほど体系だった資料は入手できないが、「部族」や「部族長」のすぐれて人為的・政治的な確定のしかたに関する類似の情報は、北部スーダンのその他の「部族」についても、断片的にではあるが得ることができる。

ダール・フル (Dār Fūr) 南部の牧牛（「バッカーラ」）牧畜民中の一「部族」、フムル (al-Humr) のナーズィルを1924年以降30年以上にわたって務めたバーブー・ニムル (Bābū Nimr) は、それまで各「クラン」間でバラバラに決められていた血償の額を全「部族」的に統一したのは自分であると証言しているが⁽²⁰⁾、このことはカッバービーシュと同様の過程を経て「部族」形成が進行したことを示唆している。

また、ジャズィーラ地帯 (al-Jazīra—青白両ナイルにはさまれた三角地帯) のハッサニーヤ (al-Hassaniya) に関する研究は、やはり、先行する諸集団の解体・アトム化、それらの諸集団の長の地盤沈下の上に、初めて、ハッサニーヤというきわめて人為的大規模な統合が成立し、それと同時に、ハッバーニー (Habbāni) 家によるナーズィル職以下の「原住民自治」ポストの独占が実現したことを指摘している⁽²¹⁾。

やはりジャズィーラ地帯南部の「部族」、ルファーア・アル・フイ (Rufā'a al-Hui) については、ナーズィル職継承をめぐる、カッバービーシュと類似の系図操作のケースがみられる。この「部族」の系図は当初3つのクランを有していたが、そのうちの1つがマフディー運動に参加したため、英統治期に入って、このクランを他のクランの「リニージ」に格下げすることが必要になった。このため、これまで系図上、他の2つのクランの始祖と「兄弟」であったこのクランの始祖は、そのうちの1人の「息子」の位置に書き換えられたという⁽²²⁾。

さて、「原住民自治」制度の前提とされた「部族」「部族長」の内実がつか

めたところで、第2のポイントとして、「原住民自治」制度の実施（具体的には、「部族長」への司法権・行政権の一部の移譲）が、社会にどのような変化を及ぼしたかを見ておこう。

すでに見たように、「原住民自治」制度は1922年～1932年に至る時期に発布された一連の法令から成るものであったが、法文中明記されていたのは「部族長」（各レベルの「部族的単位」の行政上の長。正式な官職名は、牧畜民の場合にはウムダー‘umda, ナーズィル—nāzir, 定住農耕民の場合にはウムダ, であるが、一括して「シャイフ」と総称される）に罰金刑（1922年）、2年以下の懲役刑（1927年）を課する権限を与える、ということだけであった⁽²³⁾。一見つつましいこの規定が、「部族」成員間の力関係の決定、階層化に果たした役割には、しかし、測り知れないものがあった。さらに、法文には明記されないさまざまな権限（「原住民法廷」に付随する「部族警察」や「原住民自治」官僚群の形成、これを養うための「原住民自治」予算の編成、これと並行しての徵税・税額査定業務）が適宜委任されていく⁽²⁴⁾ことで、「部族長」の権力は短期間に急速に拡大していった。1928年の「（改正）部族長権限令」に基づき、同年末までに北部には43の「原住民法廷」が生まれ、翌1929年にはさらに29が加わったが⁽²⁵⁾、このような「部族司法」網の拡大は、その背後に社会生活の全分野にわたる変化を、連鎖的に引き起こしていく役割を果たした。人為的に確定された「部族」の「部族長リニージ」の地位に（すでに見たような、きわめて政治的な駆け引きの末に）辿り着いた人々は、「原住民法廷」からの罰金収入、「原住民自治」予算の掌握とその前提としての税額査定・徵税業務の独占、「部族長リニージ」に対し与えられた免税特權の活用等を通じて急速に富を蓄積していった⁽²⁶⁾。

さらに重要な意味を持ったのは、「部族長」に「部族」成員への土地の割当、また道路・井戸・貯水池の管理等の業務が任せられたこと⁽²⁷⁾で、これは英統治下で灌漑施設等の整備が進み、また棉花・ゴムをはじめとする換金作物の生産が（これまで牧畜を主として生活してきた人々にとってさえ）重大な意義を持ち始めた状況にあって、「部族長」が農業資本家へと変身していく上で大きな役割を果たした。ルファーア・アル・フイの「部族長」はゴム園分配の

権限をフルに活用して富の蓄積に努め⁽²⁸⁾、またハッサニーヤの「部族長」はとくに1937年のジャバル・アル・アウリヤー (Jabal al-Awliya') ダム完成後のジャズィーラ地帯で、農場経営者として成功を収めた⁽²⁹⁾。紅海海岸の牧畜民ベジャの間でも、「部族長」支配体制は灌漑農耕の導入・ゴム栽培の奨励と並行して創出・強化されていった⁽³⁰⁾。

土地を初めとする資源に対する「部族長」の独占・恣意的分配の権限が及ぶ範囲（いわば「縄張り」）として「部族」が確定されたことは、一般民衆の生活にも深い影響を与えた。すなわち、「原住民自治」政策開始後のスーダンでは、「1部族1ダール制」が大原則となっていくのである。これは、特定部族の「ダール（部族地）」には基本的にはその部族の成員しか居住していないことが望ましい、また、「部族長」とその統治下の民衆とは、同一部族に属していることが望ましい、とする英当局の方針であった⁽³¹⁾。「部族長」に富を集中させる回路から不要な混乱や障害を除くためには、これは重要な原則だったのである。統治者と被統治者の「部族籍」を一致させることができれば、結果として、自部族以外の「ダール」に居住している者については、できれば出身部族の「ダール」に移住（「帰還」）することが望ましいとされ、さもなければ現在の居住地では2等市民としての生活しか保証されないことへの了解が求められた。このような状況下で、少なからぬ数の人々が、出身部族の「ダール」とされる地域へ転出することを余儀なくされた。自部族の「ダール」に居住していなければ土地利用の権利等が得られない、という状態が生じたからである⁽³²⁾。

以上をまとめれば、「原住民自治」の本質は、各地に英支配を支持する「首長」勢力を創出し、その下にこの「首長」を養う義務を負わされた農民・牧畜民大衆を「部族」という枠ごとに囲いこんでいく作業であった。「1部族1ダール制」の原則に基づくこの枠組みは、「部族長」の強大な権力を保証し、彼らが農業資本家に成長していくことを可能にした。

そしてこの制度は独立に至るまで、基本的には維持された。第2次大戦への突入に向けて植民地経済の総動員がめざされ始め、とくにスーダンに、中

東・北アフリカ全域に散開する連合軍の食糧基地として、戦争の帰趨を握る役割が与えられ始めた1930年代後半～1940年代初頭になると、英当局は、生産の増加につながる資本を提供し得る勢力、また、広大なスーダン全国の产地から外界へ効率良く生産物を運び出し得る勢力を味方につける必要を痛感する。こうした認識を反映して、1937～38年には「地方自治法令（Local Government Ordinances）」が発布され、これまで司法・行政両権を掌握していた「部族長」の手から行政権を分離させ、行政上の決定権を握る町・村議会には徐々に公選制を導入して商人・官吏出身者の進出を許していく方針が示された⁽³³⁾。これによって、「部族長」勢力が地方行政に占めるパイの分け前は相対的に小さくなり、彼らはこうした措置への反発を隠さなかった（コルドファーンのバッカーラのあるナーズィルは、地方議会の公選化によって「彼の一門が被るであろう財政上の損害を見こした基金の設置」を英当局に要求したほどであった）⁽³⁴⁾が、これは「部族長」勢力の重要性の低下を意味しなかった。むしろ、分断された低コストの労働力を大量に用意し、閉鎖された状況下で生産を行わせていくシステム（＝「原住民自治」）と、こうして作られた生産物を全国的あるいは国際的流通網に乗せて搬出するシステムとは補完し合い、経済の一種の「二重構造」性を保証するという点で、資本主義的メリットを示すものとなったのである。これに関連して重要なのは、ちょうどこの時期に形成され始めたスーダンの政党（ウンマ党。また、のちに統一国民党〔Hizb al-Watānī al-Ittihādī〕に結集されることになる一群の「統一派」諸政党）が、「部族長」勢力と商人・官吏勢力の利害を調整し、一致させる機能を果たす存在となったということである。ウンマ党の核となったのはマフディ一家であったが、これは英当局の政策によって一大農業資本家へと脱皮をとげていた同家が、商人や官吏を引きつける一方、ハッサーニーヤのナーズィル、またコルドファーンのカワーヒラ（al-Kawāhila）のナーズィル等の有力「部族長」の家系とも姻戚関係を確立するに至っていた⁽³⁵⁾ことに起因している。また、エジプトとの統一を掲げる「統一派」諸党は、一般的には商人・官吏を主体とする勢力と考えられ、ウンマ党に比べれば先進的な存在としてイメージされるが、最終的

にはスルフィー教団ハトミーヤ (al-Khatmīya) の教団長を務めるミールガニー (al-Mīrghānī) 家を核とする形で統一国民党としての政党結成を遂げた。その背後には、ハトミーヤ教団員がスーダンの多くの地域で「部族長」の地位に就いており⁽³⁶⁾、商人や官吏と「原住民自治」的生産の現場との間を結ぶ、貴重な仲介者となっていたという事情があった。

こうして「原住民自治」制度は、いわばスーダンの政党制自体の中に埋めこまれて、独立後に受け継がれていくことになるのである。

第2節 「原住民自治」制度廃止をめぐる議論

スーダンは独立後2年間はウンマ党、統一国民党、および（後者から分裂した）民主人民党 (Hizb al-Sha'b al-Dimuqrāṭī) を軸とする政党政治を経験したが、1958年11月、イブラーヒーム・アッブード (Ibrāhim 'Abbūd) 将軍によるクーデタが起き、この経験は中断された。以後6年間続いた軍政は1964年10月、「10月革命」によって打倒されたが、この「革命」の中心となったのは既成政党ではなく、ゼネストを繰り広げた専門職従事者たち（医師、弁護士、大学教授、技術者等）であった。軍政の打倒は政党の復活をもたらし、既成政党は再び隊伍を整え始めたが、「10月革命」後のこの時期は、軍政が否定されると同時に、（軍政の到来を引き起こした）既成諸政党中心の「議会制民主主義」のあり方に対しても厳しい批判が向けられた時期であった。

このように見えてくると、独立（1956年）後スマイリ体制成立（1969年）に至る時期は、一貫して、既成諸政党の抱える矛盾が顕在化し、政党政治が動搖にさらされた時期であったと言うことができる。さて、これらの政党は、すでに見たとおり「原住民自治」制度をその重要な支柱の1つとしていた。必然的に、政党政治のあり方をめぐるこの時期の攻防は、（「原住民自治」制度存廃問題を軸とする）地方行政制度のあり方をめぐる議論と、軌を一にして展開することになる。

地方行政制度の見直しが既成諸政党の存立基盤を脅かすものとしてとらえられていたことを端的に示す事例は、すでにアップード軍政期に見ることができる。イブラーヒーム・アップードによる政権掌握は元来、（アイゼンハワー・ドクトリンに基づくアメリカの援助の受け入れに対する民衆の抗議を押さえこむことを狙った）ウンマ党の依頼に基づいて行われたものであり、軍政と言っても、政権とウンマ党との関係は当初は必ずしも険悪ではなかった。しかし、1961年春以降、ウンマ党は党首シッディーク・アル・マフディー (al-Siddīq al-Mahdī) の指導下に、公然たる反政府活動を開始する。アップード政権とウンマ党の関係悪化の最大の要因となったのは、地方議会開設問題であった。アップード政権は1958年11月の成立と同時に諸政党の活動を禁止し、代議制を廃止していたが、1960年1月以降、公選制による地方議会 (al-Majālis al-Mahāliyya) を開設し、その頂点にこれらの議会の代表および政府任命議員から成る中央議会 (al-Majlis al-Markazī) を置くという、新種の代議制の導入を検討し始めた⁽³⁷⁾。この計画に、ウンマ党は激しく反発した。シッディーク・アル・マフディーは1961年2月から3月にかけてアップード政権との間に数度の直接交渉を持ち、また、覚書を提出しているが、軍政の終了という一般的な要求の他に、個別具体的な要求として一貫して掲げられているのは、地方議会選挙を見合わせよ、という主張のみである⁽³⁸⁾。シッディークが、地方議会開設案が国民に何の相談もなく出されたものであること、政治制度の部分的手直しをする以前に、軍が兵舎に戻り、政党政治を復活することこそが先決であることを主張したのに対し、アップード政権側は、「善良な市民」から成る公聴会を開いていること、また、

「（シッディークは）民主主義を頂点から実現することを提案しているが、自分たちのやり方は民主主義を底辺から実現するものであり、このやり方の方がまさっていると思う」（傍点引用者）。

旨を主張した⁽³⁹⁾。結果として交渉は決裂し、ウンマ党は反体制の旗色を鮮明にし、1963年4月に地方議会選挙が実施されると、これを全面的にボイコットした。

これと関連して興味深いのは、基本的には反アップード体制の立場に立っていたスーダン共産党 (al-Hizb al-Shuyū'ī al-Sūdānī) が、にもかかわらず、地方議会選挙に対しては微妙な態度を示したことである。地方議会開設に関しては、当初共産党も、これは独裁制を粉飾するためのまがいの「民主主義」的制度にすぎない、として厳しい批判を浴びせていた⁽⁴⁰⁾。しかし1963年1月、同党は、「公選制に基づく地方議会を持つことは人民の本来的権利であり、選挙に参加しても、体制から施しを受けたことにはならない。むしろ参加して、地方行政の扱う日常的諸問題を解決していく中で、大衆の意識を高め、体制の独裁的性格を暴露・批判した方が得策である」と判断するに至り、4月の選挙に参加することを決定する。そしてこの決定を発表するにあたり、共産党は、ウンマ党が選挙ボイコット戦術をとっていることに間接的に言及して、次のように続けるのである。

「一部の政党や組織が、大衆を支配するにあたり、宗派的 (ターイフィー—ta'ifi) 影響力に依存し、政治的・社会的後進状態を維持することに依存しているのに対し、スーダン共産党は大衆の意識の高さ、その組織的・政治的・社会的成长の度合にこそ依存する。大衆の政治闘争を阻害する諸問題が山積しているのに、大衆を後進的・消極的な状態に引きとめておくことは、全く共産党の利益にならないのである」⁽⁴¹⁾ (傍点引用者)。

さらに共産党は、選挙参加を通じて大衆を「民族民主戦線 (al-Jabha al-Waṭāniyya al-Dimuqrāṭīya)」に結集していくことを訴えるが、その「民族民主戦線」のプログラムの中には、将来、この地方議会自体をどう発展させていくべきかに関する、以下のような提言が記されている。

「地方議会を、教育・衛生・医療・住居等の面で大衆の利益に奉仕する公共機関にしていき、その権限を民主的に拡大し、原住民自治から解放し、当該地方の行政の責任を担える存在にしていくこと」⁽⁴²⁾ (傍点引用者)。

スーダン共産党によるこの分析は、ウンマ党が地方議会開設に敵対的で

あった理由に光を当てるものとなっている。すでに見たようにウンマ党は、主として西部およびジャズィーラ地帯の「部族長」勢力との提携をその重要な基盤としており、これらの地域においては民衆を文字どおり「政治的・社会的後進状態」に引きとめ、「原住民自治」制を維持することに利益を見出していた。アップード政権による地方議会開設はこうした既存の秩序を掘り崩すことにつながりかねず、とりわけ、政党活動禁止下でこの選挙が行われることは、ウンマ党に必ずしも忠誠を誓わない人々が地方議会に地歩を占めるという結果を生むことが予想されたため、ウンマ党は反発を示したのである。逆に共産党は、この、まさに同じ事情のゆえに、地方議会選挙への参加に一定の意義を見出したのである。総じて、アップード政権による地方議会開設計画は、既成政党から一時的に政権を預かったにすぎなかつたはずの軍事政権が、既成政党の思惑に反して独り歩きを始め、独自の権力基盤の創出をめざし始めたことを示す事例だといえる。

さて、地方行政制度の見直しを通じて從来の政治構造を変革していくとする試みは、1964年「10月革命」による軍政の打倒後、本格化することになる。こうしたアプローチは、既成諸政党中心の政治に対して批判的な多くの勢力によって共有されたものであったが、ここではやはり、「10月革命」後のスーダンの政治思想の分野において指導的な役割を果たした、共産党の見解を引き続きフォローしておこう。スーダン共産党は英統治期末期の1946年に結党されて以来、学生、（鉄道労働者を中心とする）労働者、（公営の大規模棉作スキーム「ゲジラ計画」地の契約農〔テナント〕を中心とする）農民の間に着実に支持基盤を獲得していたが、共産党が提唱したゼネスト戦術の適用によって「10月革命」が成功した直後のこの時期は、同党の声価が著しく高まると同時に、アップード期を通じてその社会的政治的影響力を増した医師・弁護士・大学教授・技術者といった勢力（共産党の表現を借りれば「国家機構に組織されたプチブル知識人勢力」）⁽⁴³⁾の取り込みをめざして、また、エジプト革命の左転換（1961年～）の結果としてスーダンにも及んだ「アラブ社会主義」思潮への対応をめざして、共産党自体がさまざまな理論的摸索を行った時期であっ

た。同党による地方行政問題の位置づけも、当然のことながら、このような摸索を反映したものとなっている。

この時期のスーダン共産党は（その戦略を最もまとまった形で示しているのは1967年の第4回党大会で採択された綱領的文書『マルクス主義とスーダン革命の諸課題 *al-Märksiya wa Qadāyā al-Thawra al-Sūdāniyya*』である），民族独立をかちとった旧植民地の諸国民は必ずしも資本主義段階を通過しなくとも社会主義段階に至ることができる、これらの諸国民は社会主義陣営の支援に支えられて民族民主主義国家を創立し、非資本主義的発展の道に踏み出すことができる、という、いわゆる「非資本主義的発展の道」論を採用していた⁽⁴⁴⁾。「非資本主義的発展」の柱を成す要素として一般的に考えられていたのは、外国銀行の国有化、封建制の払拭、協同主義・大規模生産の普及による農業改革、公共部門主導の計画経済、等の点⁽⁴⁵⁾であって、同時期にエジプトで示されていた構想と大差はない。興味深いのは、「非資本主義的発展」の担い手としてどのような勢力が想定されていたかという点である。エジプトの場合、担い手としては農民、労働者、兵士、知識人と並んで「非搾取的な民族資本」というカテゴリー⁽⁴⁶⁾が考えられており、このカテゴリーの規定が1つの争点を形成していたが、スーダン共産党のプログラムにおいてはこの不透明なカテゴリーは「帝国主義と結びついていない民族資本 (*ra's al-mālīya al-waṭanīya ghayr al-murtabiṭa bi-l-isti'mār*)」という表現で置き換えられている⁽⁴⁷⁾。しかし、「民族資本」が具体的に社会のどの部分に存在しているのか、また、「帝国主義と結びついて」いるか否かをどう見わかるのかについては、共産党自体が、「民族資本」がアッブード期の急激な資本主義的発展の結果として、国内通商、輸出入、請負、資本主義的農業経営、部分的には工業、等のさまざまな分野に散在していること、また、政治的にも単一の政党に集中していないことを指摘し、これと対するにあたってはケース・バイ・ケースで柔軟に行動すべきことを強調していく⁽⁴⁸⁾、固定的イメージを与えることはむしろ意図的に避けられている。代わりに、「非資本主義的発展」の担い手の問題を考える際の実際の指針を提供しているのは、スーダン共産党の場合「近代的

セクター (al-qītā' al-hadīth) 」と「伝統的セクター (al-qītā' al-taqlīdī)」という2分法、そして「近代的諸勢力 (al-quwa al-hadītha)」あるいは「近代的諸階級 (al-tabaqāt al-hadītha)」という概念なのである。

「近代的セクター」と「伝統的セクター」という2分法は本来、スーダン農業の中の異なった2部分を区別するために用いられている。すなわち、「原住民自治」制度下で「部族長」勢力に搾取されている農民・牧畜民が「伝統的セクター」に属するのに対し、「ゲジラ計画」地の契約農（テナント）や、機械化された農業スキームで働く小作人たちは「近代的セクター」に属するものとされる⁽⁴⁹⁾。しかし、『マルクス主義とスーダン革命の諸課題』におけるより支配的な用法となっているのは、この2分法を——農業分野に限らず——スーダン国内の全社会勢力に適用しようとするものである。たとえば「10月革命」の経過を分析したくだりでは、国内の勢力は「近代的セクター」と「伝統的セクター」に2分され、革命の背後には「近代的セクターの基本的大衆 (al-jamāhir al-asāsiya fī al-qītā' al-hadīth)」の閉塞感があった、との分析が示される。そして、この「近代的セクターの…大衆」という語は、「都市や先進的農業地帯の大衆 (al-jamāhir fī al-mudun wa manātiq al-zirā'a al-mutaqaddima)」という表現と等置され、「この国の権力のあり方に影響を与える」勢力、という形容を付されている⁽⁵⁰⁾。これに対し、「伝統的セクターの大衆」は未だ「進歩に対して…国民全体、そして彼ら自身が有している利害」にめざめておらず、そのために「反動的勢力 (al-quwa al-raji'iya)」に利用されて反革命の役割を担わされている存在、と位置づけられている⁽⁵¹⁾（ちなみに、ここで具体的に念頭に置かれているのは、1965年2月、ウンマ党が武装した支持者を地方から首都に集結させて「10月革命」政府に圧力をかけ、政府の構成を暴力的に変更した事件である）。また、「10月革命」の意義を検討し、その後のスーダン社会の動向を分析した箇所では、「社会的変革の責務にめざめた」人々、資本主義的発展に代わる「代案」、「非資本主義的発展の道」をめざす「先進的革命的大衆」が増加したことが強調されるが⁽⁵²⁾、この「大衆」は、「近代的経済セクターの勤労者の広範な部分」と等置され、ただし、その

影響は「伝統的セクターの大衆」の一部にも及び始めている、ことが指摘されている⁽⁵³⁾。さらに、共産党の大衆運動への取り組みについて触れただりには、「近代的大衆 (al-jamāhir al-hadītha)」の組織化、また、「近代的組織 (al-tanzīm al-hadīth)」という表現がみられるが⁽⁵⁴⁾、そこで念頭に置かれているのは、労働組合、「ゲジラ計画」地農民連合、そして学生連合である。

以上をまとめれば、共産党はこの時期のスーダン社会の勢力配置をほぼ次のように考えているといってよいであろう。社会には「近代的セクター」と「伝統的セクター」が存在する。このうち「近代的セクター」は都市の労働者、学生・知識人、(ゲジラ計画、機械化された農業スキーム等の)先進的農業地帯の農民を含む。彼らは「近代的組織」に組織されており、また、自らの利害がスーダンの進歩に存することを意識していて、この国の権力のあり方を決定する勢力となっている。これに対し、「伝統的セクター」の大衆は政治意識の点で未だ遅れているために「反動的勢力」(=既成諸政党)に利用され反革命の具となっているが、潜在的には革命の同盟者たり得る存在である。事実、「近代セクター」の大衆運動は、部分的ながら、「伝統的セクター」の大衆にも影響を及ぼしつつある。

そして、「非資本主義的発展の道」を摸索していく作業は、「近代的セクター」の先進的革命的大衆が中心となって、「伝統的セクター」の大衆も可能な限り巻き込みつつ、行っていくべきものとして構想されていた。この構想の一端は、『マルクス主義とスーダン革命の諸課題』の中の、共産党が日常的に従事すべき諸活動が例示されるくだりからも窺うことができる。すなわち、このくだりにおいてスーダン共産党は、(「10月革命」の成果が後退し、さらに1965年11月には既成諸政党および——この時期には既成諸政党、とくにウンマ党の尖兵的役割を果たしていた——ムスリム同胞団 al-Ikhwān al-Muslimūn の策動によって共産党が非合法化されるという)反革命の時期にも、日常的活動を通じて「非資本主義的発展の陣地 (mawāqi' al-taṭawwur ghayr al-ra'smālī)」を育てていくことは可能であるとし、具体例として次のような活動を挙げている。(1)公共部門を守るための闘争。(2)行政改革をめざす大衆行動の拡大や、部族長

権限の撤廃を介し、伝統的セクターの後進性と抑圧性を緩和するための闘争。

(3)農民の民主的協同組合運動を育成するための活動⁽⁵⁵⁾。この(2)の問題は別の箇所ではさらに詳しく、「行政改革をめざし、重税に抗議し、教育と公共サービスの増大を求める運動」を促進する必要性、という形で提起されている⁽⁵⁶⁾。スーダン共産党はすでにアップード期の地方議会選挙に参加するにあたり、この選挙に大衆を「政治的・社会的後進状態」から解き放つための闘争、という位置づけを与えていたが、「原住民自治」制度廃止運動を核とする「伝統的セクター」の改革問題は、「10月革命」後のスーダン社会全体の動向の中で、「非資本主義的発展の陣地」構築の問題としても位置づけられるようになったのである。この時期のスーダンの政治地図は、コルドファーンの「ヌバ山地同盟 (Ittihād Jibāl al-Nūba)」、紅海岸の「ベジャ会議 (Mu'tamar Beja)」等、特定の地域に基盤を持つ政治組織の活動の活発化によって特徴づけられ、また、南部政治勢力による自治要求も活発化していたが、共産党はこうした動き全般を「伝統的セクター」の改革運動としてとらえ、基本的には好意的態度を示していた⁽⁵⁷⁾。『マルクス主義とスーダン革命の諸課題』中の、党が共闘すべき組織の多様性について触れた箇所には、(先進的農業地帯においては農民連合と協力することが必要であるのに対し、「伝統的セクター」では)「進歩と行政上の改革のための地域的もしくは部族的な組織 (tanzīm iqlīmī au qabālī)」とも協力することが必要である、という指摘がみられる⁽⁵⁸⁾。なお、「伝統的セクター」の改革運動を担っているのは誰か、という点に関してはスーダン共産党は、「幾らか教育を受けた者たちの中から新しい指導部が生まれ」つつあることを指摘し、また、「部族内外の出身者から成る、公務員の一団」が地域社会の中で大きな役割を果たしている、という観察を示した⁽⁵⁹⁾。

共産党による以上のような状況把握はこの時期の多くの革新的運動に影響を与えた。1967年～68年には従来共産党に組織されていたよりも広範な「社会主義」勢力を結集することをめざして、知識人と「ゲジラ計画」農民の一部を中心とする社会党 (al-Hizb al-Ishtirāki) が結成されたが、この党も「非資本主義的発展」のプログラムを都市・先進的農業地帯の「近代的セクター」

主導の運動と「伝統的セクター」の改革運動の2本立てで構想する点、その文脈で「地域主義」に対しても一定の理解を示す点等において、基本的に共産党の戦略を共有していた⁽⁶⁰⁾。

この時期の共産党の戦略は、しかし、その社会的影響力が大きかっただけに、批判的視座から分析しておくことも必要と思われる。共産党により確立され、革新勢力によって共有されたこの戦略は、ある意味で、初期のヌマイリー政権の政策に青写真を提供するものともなったからである。

スーダン共産党の「非資本主義的発展の道」論に特徴を与えてているのは「近代的セクター」「伝統的セクター」という2分法であるが、一見して目につくのは、「伝統的セクター」の指導部である「反動的勢力」が絶えず攻撃にさらされるのに対し、「近代セクター」の中で搾取的な位置にあるはずの人々は攻撃の対象となることが少ない、ということである。もちろん、全く言及がないわけではない。主として統一国民党の指導部に言及した文脈では、「右翼」（＝ウンマ党）と和解してしまった「民族ブルジョアジーの伝統的指導部」への批判がみられるし、ウンマ党内部の（当時新進のリーダー、サーディク・アル・マフディー〔al-Šādiq al-Mahdi〕を中心とした）「改革」潮流を分析する文脈では、ウンマ党内に「新しい資本主義的利害」を代表する勢力が出現していることへの警戒が表明される⁽⁶¹⁾。しかし、これらの攻撃は統一国民党指導部やウンマ党への政治的批判の文脈でなされていて、特定の階級に対する攻撃とはなっていないのである。具体的にはたとえば、同じ「民族ブルジョアジー」の中でも、「国家機構に組織されたプチブル知識人勢力」や、「ゲジラ計画」の上層契約農（テナント）の中から出現しつつあった農業ブルジョアジー等は、「近代的セクター」陣営の一員として、批判を免れている。それどころか、前者はむしろ「革命的民主主義者」として革命の隊列の中で重要な役割を与えられ、後者の地位も——「非資本主義的発展の陣地」構築の一環としての「公共部門を守るための闘争」を通じて——保証・強化される傾向を示している。「近代的セクター」というカテゴリーは、ブルジョアジーの一部が「近代的セクターの大衆」としての認知を獲得し、「非資本主義

的発展の陣地」構築作業を通じて資本蓄積を行っていく抜け道を用意したとも考えられるのである。

そして、類似の点は、（「近代的セクターの大衆」の運動と連動して行われるべきものとして構想された）「伝統的セクター」の改革問題についても指摘することができる。改革はスーダン共産党によって基本的に、「伝統的セクターの大衆」を「部族長」勢力の圧政から解放するものとしてイメージされた。しかし、現実には——共産党も理解していたように——この運動は「部族」社会底辺の農民や牧畜民の担うものとはならず、「幾らか教育を受けた者たち」（それは「部族長」勢力の子弟である場合が多かったであろう）、「部族内外の出身者から成る、公務員の一団」の指導するものとならざるを得なかった。また、それ以上に、「伝統的セクター」の行政改革は、既得権を守ろうとする「部族長」勢力と、1940年代半ばから町村議会を舞台に徐々に勢力を拡大しつつあった商人勢力との駆け引きの場に堕することも多かった。

こうした傾向の萌芽は、アッブード政権末期に開設された地方議会の中にすでに現われた。1963年春の選挙の結果地方議会に現実に参加したのは、（共産党が理想像として描いたような）政治的・社会的後進の中から立ち上がり、「原住民自治」制度の桎梏を打破した「大衆」ではなく、退職官僚、商人、そして（ウンマ党から離れてアッブード政権と結ぶことを選んだ）一部「部族長」、といった勢力であった⁽⁶²⁾。

また、ジャズィーラ地帯の牧畜民ルファーア・アル・フイについて文化人類学的研究を行っているアブド・アル・ガッファール・ムハンマド・アフマド（Abd al-Ghaffār Muḥanmad Aḥmad）が当該地域の1960年代の地域政治に関して示している分析は示唆的である。すなわち、「10月革命」の余波はこの地域にも及び、「革命」後しばらくは「原住民自治」制度廃止問題が地域政治上の最大の争点を形成したが、現実には廃止要求はその本来の担い手であるべき「部族」民によってではなく、商人や新興の農業スキーム経営者によって、「部族長」勢力との間で利害調整をする上での武器として用いられたにすぎなかった。廃止問題をめぐる闘争は商人と「部族長」勢力との泥試合と

化して、民衆は政治から離れていった⁽⁶³⁾。

「伝統的セクター」の改革運動は「非資本主義的発展の陣地」構築作業の一つとして位置づけられているが、現実には、「近代的セクター」の勢力の一部が「伝統的セクター」に入りこみ、自らの資本主義的活動の陣地を築く道を用意するものと化すこともあったと考えられる。そして、これはおそらく、この時期に活発化した多くの「地域主義」運動の性格を考える際にも参考になる点である。

第3節 ヌマイリー政権期における地方行政制度

1969年5月、既成諸政党中心の「議会制民主主義」にクーデタによって終止符を打って出現した新政権の中心となっていたのは「10月革命」において指導的な役割を果たした「国家機構に組織されたプチブル知識人勢力」（「自由将校団」もその一部と見なすことができる）であり、その志向するところは当初スーダンの「非資本主義的発展」であった。新政権のこのような性格はさまざまな政策に反映されたが、地方行政の分野も、例外ではなかった。1969年6月、「10月革命」以来、革新勢力にとっての懸案であった「原住民自治」制度の廃止が、ハルツーム州、北部州、（ゲジラ計画地を擁する）青ナイル州灌漑部について決定され、さらに翌年には他の地域にも拡大された。ナーズィル、ウムダ、シャイフといった「原住民首長」の職能は消滅した⁽⁶⁴⁾。代わって、1971年、「人民的地方行政法（People's Local Government Act, Qānūn al-Hukm al-Sha'bī al-Mahallī）」が制定され、公選制に基づく地方行政の骨格が示された⁽⁶⁵⁾。

しかし、新しい地方行政制度に微妙な性格を刻印したのは、この制度の整備が、大統領制の導入（1971年9月）、スーダン社会主義連合（al-Ittihād al-Ishtirākī al-Sūdāni）による一党独裁制の確立（1972年1月）を通じて新政権が根本的な変質をとげる過程と同時進行したという事実である。この変質は政

権とスーダン共産党との協力関係の破綻（共産党内にはあくまで党としての独立性を維持しようとする派と、解党して広範な「社会主義勢力」の一部として政権に合流しようとする一かつての「社会党」に近い発想を有する一派とが存在した。政権は解党派と結んで独立派を弾圧し、ついに1971年7月同派との武力対決に至って、これを粉碎した）⁽⁶⁶⁾を契機としてもたらされたものであったが、これ以後政権は社会構造の変革や階級闘争へのコミットメントを捨て、専ら一党制の下でスーダンを効率よく「開発」することに熱意を傾けるようになる。「人民的地方行政」制度は、まさにこの、ヌマイリー政権の開発独裁政権への転換期に導入され、そのためある意味では、独裁政権を支える装置の一部としての役割を担わされることになった。「人民的地方行政法」によれば、地方行政の全権限は、公選制による地方議会と、大統領（ヌマイリー）によって任命された知事によって掌握されることになっていた。地方議会選挙の被選挙権は「スーダン社会主義連合に属する25歳以上の男女」で、（既成諸政党や共産党による反体制活動に関与したりしたために）政治的権利剥奪の措置を受けていない者、に限られており、実際には候補者名簿は現地のスーダン社会主義連合によって予め作成された⁽⁶⁷⁾。地方行政はこうして、大衆に奉仕するというよりは大衆を動員するための場と化していく。

地方自治制度が独裁制の維持のために用いられる傾向は、ヌマイリー政権末期に導入された「地域自治（hukm dhātī iqlimī）」制の場合にも顕著であった。ヌマイリー政権は1972年2月、南部スーダンに立法機関「地域議会」と行政機関「高等行政会議」を与え、大幅な自治を認める（いわゆる「アジス・アベバ協定）ことによって独立以来続いていた「南部問題」を一応終息させることに成功していたが、ヌマイリーは1980年、「南部の経験を北部にも応用」し「非中央集権制を徹底」させるとの口実のもとに、「地域行政法（Regional Government Act, Qānūn al-Hukm al-Iqlimi）」を制定した。これにより、北部は計5つの「地域」に分割され、それぞれが知事、内閣、地域議会、官僚機構を与えられて、「地域自治」を行うことになった⁽⁶⁸⁾。また1983年には、逆に北部のシステムとの釣り合いをとるという口実のもとに、（アジス・アベバ協定

では単一の行政単位として扱われていた) 南部が3地域に分割された⁽⁶⁹⁾。この種の「地域自治」、「非中央集権制」は、80年代になって顕著になってきた失政(とくに電気、水道、医療等のサービスの低下)の責任を地方に転嫁すると同時に、反体制勢力の動きを分断する効果を持った。また、大統領と地方との中间間に位置する中央の「人民議会(majlis al-sha'b)」、あるいは従来統一された南部を代表していた「地域議会」の権力を形骸化・解消する点で、大統領権限の強化、大統領個人に対する「中央集権化」と表裏一体であった⁽⁷⁰⁾。「地域自治」を担う知事、内閣、地域議会、官僚機構は、いずれも最終的には大統領に責任を負うことになっていた。

さて、以上ヌマイリー政権期の地方行政制度の否定的側面について述べてきたが、これは決して、地方行政制度上の変化がスーダン社会に及ぼした影響が取るに足りないものだったということを意味しない。その逆で、この時もたらされた変化は、やはりスーダン社会にとっての1つの画期を成すものだったと考えられるのである。

ヌマイリー政権は成立と同時に既成諸政党の活動を禁止し、これらの政党の核を成す存在であるマフディー家、ミールガニー家に対して激しい弾圧を加えたが、「原住民自治」制度の廃止はこれらの政党の弱体化を決定的なものとした。すでに見たようにヌマイリー政権は1971年7月の共産党との決別を契機に当初の革新色を失い、以後、資本主義的「発展」の道を志向して、その意味では1969年以前の歴代の政権の方針を踏襲するに至るが、この資本主義的発展をリードする位置に就いたのは、「原住民自治」をその重要な支柱の1つとしていた既成諸政党ではなく、スーダンの資本家の利益を統一された形で体现する单一政党「スーダン社会主義連合」(逆説的な名称である)であり、その指導部を構成する(軍人・官僚両要素から成る)「国家機構に組織されたプチブル知識人勢力」であった。既成諸政党を構成していた勢力、とくにその中枢部にコミットしていた勢力は、中央レベルでも地方レベルでも主導権を失った。むろん、新制度下の地方議会に旧「部族長」やその近親者が参加することもあったが、その参加は「部族長」としての自明の権利に

よってではなく、あくまで「スーダン社会主義連合」の認可を受けた候補者としての資格によるものであった。この点で、スマイリー政権による「原住民自治」の廃止と地方行政制度の変革は、少なくとも、スーダン社会の支配勢力の再編成・再階層化をもたらすという効果は持ったと考えができる。スーダンを「政党指導者、宗派（ターイフィーヤ）指導者、原住民自治勢力」の支配から解放し、「部族的・ターイフィーヤ的帰属に基づく経済的搾取」から救った、という謳い文句⁽⁷¹⁾は、右旋回後のスマイリー政権がかろうじて自らの「社会主義」に内容を与える、「革命」性を演出することを可能にする小道具でもあった。スマイリー政権を構成するプチブル勢力（軍人・官僚・テクノクラート）は、共産党等との関係においてはすでにその反動性を露わにしていたが、自己を（「10月革命」後のスーダンで頻繁に用いられた）「近代的諸勢力」のイメージで飾り、「伝統的勢力（「原住民自治」勢力、ターイフィーヤ勢力）に対する挑戦者として位置づけることで、「10月革命」の正統なる後継者としての「5月革命」（これがスマイリー政権の自称であった）像を描くことに腐心したのである。

1977年の「国民的和解（National Reconciliation）」によってスマイリー政権は、それまで亡命中だったウンマ党をはじめとする旧政党指導部、「伝統的勢力」の代表者らを再びスーダン政治の中に迎え入れたが、この「和解」も、これらの勢力がスーダン社会主義連合に吸収される、という形をとるものだった。旧政党はそれ自体として主導権を回復することはできず、旧政党構成員のうち官僚・テクノクラートに転身できる「近代的」部分は体制の中に取り込まれ、より「ターイフィーヤ」色の強い「伝統的」部分は「和解」ののち数年で、政権のマイナーなパートナーとしかなれない現状に不満を感じて非協力の態度に転じる（いわゆる「国民的和解の破綻」）⁽⁷²⁾という経過を迎った。その意味で、軍人・官僚・テクノクラートの中心的位置は、この時期にも維持されたと言うことができる。

政治の主導権が中央においても地方においても、「伝統的勢力」の手から（「国家機構に組織されたプチブル知識人勢力」を先頭とする）「近代的勢力」の手

に移ったことは、同時に、この時期のスーダンにおいて、国家機構・行政機構こそが最大の資本蓄積の場となったことを意味していたが、この現象は地方行政のレベルでとくに顕著であった。新制度下の地方議会は地方税の賦課権を持ち、また、住宅地をはじめとする一部の土地や電気・水道等のサービスの分配法を決定する権利を有していたが、これはスーダン社会主義連合に組織された勢力が地方自治を舞台に資本蓄積を進めることを可能にした⁽⁷³⁾。ジャズィーラ地域では、農業資本家に脱皮しつつある「ゲジラ計画」地の上層契約農（テナント）が、地方議会の議事のコントロールを介して、周辺の牧畜民の放牧地を接收し、自己の経営の拡大に充てる現象が目撃された⁽⁷⁴⁾。また、とくにヌマイリー政権末期に大きな問題となったのは、公営の機械化農業スキームが新設される際の土地用益権（テナント資格）分譲にあたって、中央政府の官吏、あるいは地方政府の官吏、あるいはテナント資格審査委員会のメンバー自身が、職権を利用して優先的に用益権を取得し、結果的に現地の農民や牧畜民が土地を追われたり圧迫されたりする現象⁽⁷⁵⁾であった。

以上に関連して指摘しておかねばならない興味深い現象は、地方行政を舞台に資本蓄積に励む社会勢力の成長が、政治的にはちょうど、ムスリム同胞団の影響力の伸長と重なる形を示したということである。すでに見たようにムスリム同胞団は1960年代後半にはウンマ党を中心とする既成諸政党の突撃隊的役割を果たし、1969年5月以降もこれらの諸政党と行動を共にして反体制の立場に立っていたが、1977年、「国民的和解」の一環として亡命先から帰国して以降、一転してヌマイリー政権の最も忠実な支持勢力となった。ウンマ党や統一国民党といった旧大政党とヌマイリー政権との協力関係がついに完全なものとはならなかった（「国民的和解の破綻」）ことは、ムスリム同胞団がその空隙に入り込み、スーダン社会主義連合の中に、また中央・地方の行政機構の中に地歩を占めることを可能にした。元来学生・知識人の運動として出発したムスリム同胞団は、その体質からして、ヌマイリー政権を構成する社会勢力との共通性がウンマ党や統一国民党に比して高かった。さらにム

スリム同胞団は（これは1960年代以来の一貫した性格であるが）根強い反共性によって特徴づけられており、共産党の影響力の復活に対する防波堤の役割を果たすことをも期待された。こうしてムスリム同胞団は、「近代的諸勢力」の一翼を成す存在であり、かつ反共的であるという、いわば二重の資格において、後期のヌマイリー政権の性格に合致し、これを支える存在となったのである。そして、このムスリム同胞団の行政機構への進出は、地方行政のレベル、とくに1980年以降の「地域自治」の場において顕著な現象であった⁽⁷⁶⁾。

ヌマイリー政権末期におけるムスリム同胞団の影響力の伸長を説明するもう1つの大きな要因は、（1978年の「スーダン・ファイサル・イスラム銀行」を皮切りに湾岸産油諸国の資本によって続々と創設された）「イスラム金融」諸機関とムスリム同胞団との間に形成された絆であるが⁽⁷⁷⁾、この絆は、ムスリム同胞団が地方行政に進出し、また地方行政機構を舞台に蓄財に励むことを円滑にする役割をも果たした。たとえば、ムスリム同胞団員という地位を利用して「イスラム金融」機関からの融資を得ることに成功した商人は、有力な実業家として、地元のスーダン社会主義連合の中での声価を高め、やがては地方議会選挙に出馬することができた。また、やはり「イスラム金融」機関からの融資を確保することのできるムスリム同胞団系の地方官吏は、公営農業スキームの用益権の分譲にあたって、他の申請者よりも有利な立場に立つことができた。

以上のような要因の複合と相乗作用の結果、ヌマイリー政権後期の地方行政は——「イスラム金融」網と並んで——ムスリム同胞団の勢力の源の1つを形成することになった。ヌマイリー政権崩壊後の1986年春の総選挙にあたって、（ムスリム同胞団の後身である）拳国イスラム戦線（al-Jabha al-Islāmīya al-Qawmīya）は知識人を対象とした「学卒者選挙区」から28人の候補者を立てたが、そのうちの約4分の1は、ヌマイリー政権期に地方行政上の重要な役職に就いた経験を有していた⁽⁷⁸⁾。また、拳国イスラム戦線はその政治綱領の中で「イスラム的非中央集権制」の方針を掲げ、「地域自治制をさらに発展させて、連邦制を導入する」ことを唱えたが⁽⁷⁹⁾、その背景には、ムスリム同

胞団がヌマイリー政権期に、独裁政権への権力集中の方途としての「非中央集権制」、民衆の運動を分断する装置としての「地域自治制」を舞台に、勢力を伸長させたという経験が存在していた。

結びにかえて

冒頭に述べたように、1985年3月～4月の民衆蜂起はヌマイリー政権を打倒すると同時に既成諸政党を復活させた。これらの諸政党を代表する存在であるウンマ党は1986年春の選挙綱領に、「先進的地域」については現状を維持するが、それ以外の地域においては「原住民自治」制度を復活させて「発展」させ、とくに「遊牧地域・国境地帯」においてはこれを「強化・発展」させる、という方針を明記した⁽⁸⁰⁾。選挙に勝利して組閣したウンマ党首サディク・アル・マフディーは、ヌマイリー政権期の地方行政制度は地方に沢山の「小ヌマイリー」を作り出しただけである、としてこれを全面否定する姿勢を示し⁽⁸¹⁾、1988年には実際に、コルドファーン、ダール・フルに（「部族長」に司法権を与えるという形で）「原住民自治」制度を復活させることが試みられた⁽⁸²⁾。この時期にはまた、（南部を基盤として1983年夏以来活動を活発化した反体制組織）スーダン人民解放軍(Sudan People's Liberation Army-SPLA)と対抗させるため、コルドファーン、ダール・フル南部の住民を「部族」単位に武装させ、ミリシア組織を形成させる、という政策も観察された⁽⁸³⁾。

「原住民自治」制度とその前提となる「部族長」の権威、「部族」の枠組の復活、というこの現象は、しかし、既成諸政党がその基盤を回復しつつあることを示すというよりは、より危機管理的な様相の強いものだったと考えられる。すでにヌマイリー政権はその末期（1982年～）に、地方行政の荒廃の結果都市（とくに首都ハルツーム）に流入した西部・南部出身の貧民・浮浪者が引き起こす騒擾を恐れて、これらの地域出身者に対し、身分証明書提示の義務づけ、出身地への大量強制送還等の措置をとっていた⁽⁸⁴⁾。また、「部族」別

のミリシア結成も、サーディク・アル・マフディー内閣成立に先立つ暫定軍事委員会（1985年4月～86年4月）期にすでに試みられたことだった⁽⁸⁵⁾。1980年代後半のスーダンは16年間にわたる開発独裁政権下で加速された歪んだ資本蓄積過程（すでに見たように地方行政制度もその不可欠の装置の1つとなった）のもたらしたひずみが、あるいは地方の民衆生活の破壊の問題（飢餓、「砂漠化」もこの中に含まれる）となって、あるいは都市のスラムの問題となって顕在化し、それらが相互に絡み合った結果さまざまな運動が生じ、ある場合には内戦にまで発展する、という事態に遭遇した。こうした矛盾・運動を押さえ込み、危機を管理するために創出される「部族」は、当然のことながら、1920年～40年代に英統治下で創出された「部族」と全く同じものではあり得ないであろう。1980年代の「部族」創出の試みは、もし成功しようとするなら、もはや既成諸政党の基盤修復作業に留まるものではなく、ヌマイリー期の政治過程を通じて新たにスーダンの支配階級を構成するに至った全社会勢力が総力をあげて取り組まねばならない作業となったと考えられるのである。たとえばムスリム同胞団（挙国イスラム戦線）はすでに見たようにヌマイリー政権期の地方行政制度から最大限に恩恵を受けた存在であったが、ヌマイリー政権崩壊後は、「非中央集権制」や「地域自治制」「連邦制」へのコミットメントを持続する一方で、旧「部族長」勢力との接近を試み、「地域自治制」と「原住民自治」制の両立を考え始めた。これなども、スーダンの支配階級（1986年～89年期を通じて——ヌマイリー政権との協力の前歴にもかかわらず生き残った——ムスリム同胞団は、ウンマ党の最大のライバルであると共に、時にこれと支え合う存在であった）が、新しいタイプの「部族」制の創出を摸索した例としてとらえることができよう。

1989年6月30日、クーデタによってサーディク・アル・マフディー内閣が倒れ、スーダン現代史は再び新しい局面を迎えた。軍の一部とムスリム同胞団の提携の上に成立しているといわれる新政権は果たしてどのような地方行政制度を選ぼうとするのか。興味の持たれるところである⁽⁸⁶⁾。

〔注〕

- (1) Daly, M. W., *Empire on the Nile : The Anglo-Egyptian Sudan, 1898-1934*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1986年, 366ページ。
- (2) 同上書 367~368ページ。
- (3) Daly, M. W., *British Administration and the Northern Sudan, 1917-1924*, イスタンブル, Nederlands Historisch-Archaeologisch Instituut 1980年, 175ページ。
- (4) Fortes, M; E. E. Evans-Pritchard 編, *African Political Systems*, 再版, ロンドン, Oxford University Press, 1967年, 5~7ページ。
- (5) Daly, 前掲書, 168ページ。ルガードはナイジェリアに赴任する以前に東アフリカのニアサランド、ウガンダでも長期にわたる行政経験を積んでいた。なお、ルガードの著書の書名の「二重委任統治」とは、イギリスのアフリカ統治は、ヨーロッパの「工業生産に従事する諸階級」とアフリカの「進歩を求める原住民」の双方から「委任」を受けて行われている、というルガードの認識を表現した語である。
- (6) Lugard, F. D., *The Dual Mandate in British Tropical Africa*, 第2版, ロンドン, William Blackwood and Sons, 1923年, 72ページ。
- (7) 同上書 79~81ページ。
- (8) 同上書 75ページ。
- (9) 同上書 76~79ページ。
- (10) 同上書 196~197, 214ページ。
- (11) 同上書 217~218ページ。なお、カッコ内は引用者による補足。
- (12) 同上書 218ページ。
- (13) 同上書 86, 194~196ページ。
- (14) この種の作業の代表的例として残っているのは, MacMichael, H. A., *A History of the Arabs in the Sudan*, 全2巻, ロンドン, Frank Cass 1967年(初版1922年)である。
- (15) Asad, Talal, *The Kababish Arabs : Power, Authority and Consent in a Nomadic Tribe*, ロンドン, C. Hurst & Company, 1970年, 158~159, 172ページ。
- (16) 同上書 167ページ。
- (17) 同上書 180~206ページ。
- (18) 同上書 193ページ。
- (19) 同上書 175~176ページ。
- (20) Deng, Francis Mading, *The Recollections of Babo Nimir*, ロンドン, Ithaca Press, 1982年, 18, 20, 25ページ。

- (21) Mohamed, Abbas Ahmed, *White Nile Arabs : Political Leadership and Economic Change*, ニュージャージー, Anthlone Press, 1980年, 151~160ページ。
- (22) Ahmed, Abdel Ghaffar Muhammad, *Shaykhs and Followers : Political Struggle in the Rufa'a al-Hoi Nazirate in the Sudan*, ハルツーム, Khartoum University Press, 1974年, 81, 85ページ。
- (23) Bakheit, G. M. A., "British Administration and Sudanese Nationalism 1919-1939," ケンブリッヂ大学提出博士論文, 1965年, 146~148ページ。
- (24) Cmd. (*Command Papers*) 3697, *Sudan, No.1 (1930), Report on the Sudan in 1929*, 11~14ページに, こうした実態についての報告がみられる。
- (25) 同上 9~10ページ。
- (26) Ahmed, Abdel Ghaffar Muhammed, "The Rufa'a al-Hoj Economy," Ian Cunnison ; Wendy James 編, *Essays in Sudan Ethnography*, ロンドン, C. Hurst & Company, 1973年, 183ページ。
- (27) Cmd. 3697 ……, 12ページ。
- (28) Ahmed, "The Rufa'a al-Hoj Economy," 178ページ。
- (29) Mohamed, 前掲書, 159, 164~165ページ。
- (30) Cmd. 3403, *Sudan, No.2 (1929), Report on the Sudan in 1928*, 115ページ。
- (31) Ahmed, *Shaykhs and Followers*……, 118ページ, Mohamed, 前掲書, 101~104ページ。
- (32) Ahmed, *Shaykhs and Followers*……, 84ページ。
- (33) Bakheit, 前掲論文, 265~267, 314~318ページ。
- (34) FO (*Foreign Office*) 371/69251, 1314, 6ページ。
- (35) Mohamed, 前掲書, 168ページ。
- (36) この現象の背後には, おそらく, 19世紀のムハンマド・アリー朝統治下で(徵税吏としての役割を果たしていた)村長や「部族」長と商業資本の間に接触が生じた結果, 彼らが当時の商人の間で有力な教団であったハトミーヤ教団に入団し, この帰属が20世紀になっても保持された, といった経緯があったと考えられる。
- (37) Bechtold, Peter K., *Politics in the Sudan : Parliamentary and Military Rule in an Emerging African Nation*, ニューヨーク, Praeger, 1976年, 205ページ。
- (38) Al-Hizb al-Shuyū'ī al-Sūdanī [スーダン共産党], *Thawra al-Sha'b* [人民の革命], カイロ, 出版年不明, 241~246ページ所収のシッディーク・アル・マフディーとアップード政権の交渉記録参照。
- (39) 同上書 245ページ。

- (40) 同上書 379～380, 382ページ。
- (41) 同上書 391ページ (1963年3月9日付声明)。
- (42) 同上書 393ページ (同上声明)。
- (43) Al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī [スーダン共産党], *al-Märksīya wa Qadāyā al-Thawra al-Sūdāniyya* [マルクス主義とスーダン革命の諸課題], 第2版, ハルツーム, 1987年, 128ページ。
- (44) 同上書 54ページ。「非資本主義的発展の道」論は, 1960年11月, モスクワで開かれた世界の共産党・労働者党代表会議において承認された理論であった。ソ連邦共産党史翻訳委員会訳『ソ連邦共産党史3』, 国民文庫435C, 大月書店, 1972年, 1003～1004ページ。
- (45) Al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī, *al-Märksīya*…, 49ページ。
- (46) Al-Jumhūrīya al-'Arabīya al-Muttaḥida [アラブ連合共和国], *Mashrū' al-Mīthāq* [憲章草案], 1962年5月21日, 53, 62, 81ページ。
- (47) Al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī, *al-Märksīya*…, 132ページ。
- (48) 同上書 81～104, 118ページ。
- (49) 同上書 158ページ。
- (50) 同上書 134～135ページ。
- (51) 同上。
- (52) 同上書 147ページ。
- (53) 同上書 143ページ。
- (54) 同上書 177, 173ページ。
- (55) 同上書 147～149ページ。
- (56) 同上書 147ページ。
- (57) 同上書 158ページ。
- (58) 同上書 158～159ページ。
- (59) 同上書 147, 173ページ。
- (60) *Rōz al-Yūsuf*, no. 2014 (1967年1月16日) 誌上の, ムアーウィヤ・イブラーヒム (*Mu'awiya Ibrāhīm*) による社会党の背景説明。同no. 2065 (1968年1月8日) の, 新社会党党首アミーン・アッ・シブリー (*Amīn al-Shiblī*) の談話。
- (61) Al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī, *al-Märksīya*…, 134, 150, 144ページ。
- (62) 地方議会の代表54名+任命18名, 計72名から成った中央議会の構成に関しては, 最終的にスーダン共産党自身が以下のような分析を示した。メンバーの18%は部族のナーズィル, シャイフであった。39%は英統治期に昇進の道を歩んだ高級官僚であった。任命議員の40%以上は外資と関係を持ち, そのエージェントを務めていた。Al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī, *Thawra al-Sha'b*, 409ページ。
- (63) Ahmed, *Shaykhs and Followers*……, 121～126ページ参照。

- ⑥⁴ Niblock, Tim, *Class and Power in Sudan : The Dynamics of Sudanese Politics, 1898-1985*, ロンドン, Macmillan Press, 1987年, 245ページ／*Roz al-Yūsuf*, no. 2141 (1969年6月23日), no. 2148 (1969年8月11日)
- ⑥⁵ Niblock, 同上書, 258ページ／Hamid, Mohammed Beshir “Devolution and National Integration in the Southern Sudan,” Muddathir Abd al-Rahim; Raphael Badal; Adlan Hardallo; Peter Woodward編, *Sudan since Independence*, オルダーショット, Gower, 1986年, 133ページ。
- ⑥⁶ ヌマイリー政権と共産党の協力関係の破綻のプロセスに関しては, とりあえず Niblock, 前掲書, 249～256ページ参照。
- ⑥⁷ *Al-Maydān*, 1986年1月20～21日／El-Mustafa, Mohamed Yousif Ahmed, “Capital Accumulation, ‘Tribalism’ and Politics in Sudanese Town (Hassaiesa),” ハル大学提出の博士論文, 1983年, 385～390ページ。
- ⑥⁸ Hamid, Mohamed Beshir, 前掲論文, 133ページ。
- ⑥⁹ 同上論文 134ページ。
- ⑦⁰ Khalid, Mansour, *Nimeiri and the Revolution of Dis-May*, ロンドン, KPI, 1985年, 205～206, 234～240ページ。
- ⑦¹ Al-Ittiḥād al-Ishtirākī al-Sūdānī [スーダン社会主義連合], *Mīthāq al-‘Amal al-Waṭānī* [国民行動憲章], ハルツーム, 1972年, 9, 38, 58ページ。
- ⑦² Khalid, Mansour, 前掲書, 176ページ。
- ⑦³ El-Mustafa, Mohamed Yousif Ahmed, 前掲論文, 390～401, 417～425ページ。
- ⑦⁴ O'Brien, Jay ; Norman O'Neil, “Uneven Development and Class Formation,” Norman O'Neil ; Jay O'Brien編, *Economy and Class in Sudan*, オルダーショット, Avebury, 1988年, 21ページ。
- ⑦⁵ *Al-Maydān*, 1985年8月19日の西部コルドファーン, クルタラ (Kurtala) 地区の状況に関する記事。同1985年10月10日のヌバ山地総同盟 (Ittiḥād 'Āmm Jibāl al-Nūba) 幹部の談話。
- ⑦⁶ *Al-Maydān*, 1985年10月8日の‘Abd al-Maulā, Ādam Muḥammad, “Dirāsa fī Barnāmaj al-Ikhwān al-Muslimīn li Dār Fūr” [ムスリム同胞団のダール・フルー向けプログラムに関する研究] (3)。
- ⑦⁷ この問題に関しては, 宮治一雄編『中東—国境を越える経済』(アジアを見る眼 79), アジア経済研究所, 1989年, 所収の拙稿「スーダン——『イスラム金融』の政治経済学」参照。
- ⑦⁸ *Al-Rāya*, 1986年3月25日の候補者リスト参照。その他のメンバーは, 経済専門家・法律家等のテクノクラート, 欧米の大学留学からの帰国者, 学生運動出身者等で占められている。

- (79) 同上誌の選挙綱領。同誌1986年3月31日のハサン・アッ・トゥラービー博士(Hasan al-Turābī: 拳国イスラム戦線リーダー)の談話。
- (80) *Hizb al-Umma* [ウンマ党], *Barnāmaj Nahj al-Šahwa : al-Barnāmaj al-Intikħābī li Hizb al-Umma* [覚醒の道のプログラム: ウンマ党選挙綱領], ハルツーム, 出版年不明, 54ページ。
- (81) *Sudan Times*, 1987年11月9日。
- (82) *Al-Maydān*, 1988年12月14日/*Sudan Times*, 1989年3月2日。
- (83) *Sudan Times*, 1989年5月22, 26日。
- (84) 'Abd al-Latif, Salah, 'Ashara Ayyām Hazzat al-Sūdañ [スーダンを搖るがした10日間], カイロ, 1985年, 100ページ。こうした貧民・浮浪者は、スーダンの口語アラビア語で「アッ・シャンマーサ」(al-Shammāsa: 太陽に身体をさらしている, 宿なし)と呼ばれた。
- (85) *Al-Maydān*, 1985年10月2日, 12月12日。
- (86) クーデタによって成立したウマル・アル・バシール政権の初代情報相アリー・シュムー(Ali Shumū: ナマイリー政権下でも情報相を務めた)は, 1989年7月, 「人民の新しい政治参加の途として」「人民的地方行政」(al-hukm al-sha'bī al-mahallī)制度を重視する方針を示した(al-Akhbār, 1989年7月24日)が, このあと同人は辞任している。